第 111 期定時株主総会その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

新株予約権に関する事項 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項 株式会社の支配に関する基本方針 連結株主資本等変動計算書 連結注記表 株主資本等変動計算書 個別注記表 (2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、書面交付請求をいただい た株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。

新株予約権に関する事項

(1)当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 10 回新株予約	権	第 11 回新株予約権				
発 行 決 議 の 日	2018 年 9 月 20 日 取締役会決議		2019 年 8 月 26 日 取締役会決議				
役 員 の 区 分	取締役	取締役 (監査等委員)	取締役	取締役 (監査等委員)			
新株予約権の数	40 個	6 個	0個	8 個			
保 有 人 数	3名	1名	0名	1名			
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 40,000 株	普通株式 6,000 株	普通株式 0株	普通株式 8,000 株			
新株予約権の発行価額	無償		無償				
新株予約権の行使時の 払 込 金 額	1株当たり 687円		1株当たり 305円				
新株予約権の行使期間			2021年10月1日~ 2026年9月30日				
新株予約権の主な行使条件	2025 年 9 月 30 日 2026 年 9 月 30 日 新株予約権を割当てられた者は、本新株予約権の行使時において、当						

名	称	第 12 回新株予約権	第 13 回新株予約権	第 14 回新株予約権			
発 行 決 議 の	日	2020 年 8 月 24 日 取締役会決議	2021 年 8 月 23 日 取締役会決議	2022 年 8 月 22 日 取締役会決議			
役 員 の 区	分	取締役	取締役	取締役			
新株予約権の	数	17 個	58 個	58 個			
保 有 人	数	1名	3名	3名			
新株予約権の目的とな株式の種類及び		普通株式 17,000 株	普通株式 58,000 株	普通株式 58,000 株			
新株予約権の発行価	額	無償	無償	無償			
新株予約権の行使時 払 込 金	の 額	1株当たり 277 円	1 株当たり 443 円	1株当たり 396 円			
新株予約権の行使期	間		2023年10月1日~ 2028年9月30日	2024年10月1日~ 2029年9月30日			
新株予約権の主な行使条件 新株予約権の主な行使条件 対は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員(従業員には当社又は当社の子会社がら他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。							

- (注) 1. 当事業年度末において社外取締役が保有している新株予約権はありません。
 - 2. 取締役が保有している新株予約権には、当社取締役就任前に付与されたものが含まれております。
 - 3. 取締役(監査等委員)が保有している新株予約権は、当社の使用人として在籍中に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況等

名		称	第 14 回新株予約権		
発 行	決議の	日	2022 年 8 月 22 日取締役会決議		
新 株 予	約権の	数	1,502 個		
新 株 予 約 株 式 の	権 の 目 的 と た 種 類 及 び	なる 数	普通株式 1,502,000 株		
新 株 予 約	権 の 発 行 個	額	無償		
新株予約権	の行使時の払込。	金額	1株当たり 396 円		
新株予約	権の行使期	間	2024年10月1日~2029年9月30日		
			新株予約権を割当てられた者は、本新株予約権の		
			行使時において、当社又は当社の子会社の取締役		
新株予約株	産の主な行使多	~ 件	、執行役員又は従業員(従業員には当社又は当社の		
			子会社から他社への出向者を含む。) たる地位を有		
			することを要する。		
			新株予約権の数 1,390 個		
	当社使用人		目的となる株式数 1,390,000株		
使用人等へ			交付対象者数 292 名		
の交付状況	当社子会社の取締	役	新株予約権の数 112 個		
	(当社役員を兼え	傍し	目的となる株式数 112,000 株		
	ている者を除く	。)	交付対象者数 21 名		

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

【業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決 議の内容は、以下の通りであります。

- (1) 東海東京フィナンシャル・グループにおける業務の適正を確保するための体制 当社は、グループの業務の適正を確保するために必要な体制整備及び運営を行う。
 - ① グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会等への報告体制を確立することにより、グループ会社の管理体制を整備する。
 - ② グループとしての健全な内部統制システムを確保するため、経営理念、グループ倫理行動基準及びグループ・コンプライアンス基本方針を制定するとともに、グループ会社にこれらの理念等の周知を行い、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令諸規則等を遵守することを徹底する。
 - ③ 関係会社管理規程及びリスク管理規程等に基づき、子会社から経営内容やリスク管理の 状況について報告を求める等の管理を実施するとともに、必要に応じて経営指導やリスク管理体制の整備を指導する。
 - ④ 関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、監査部による子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会及び代表取締役社長に報告し、監査等委員会は取締役会に報告する。
 - ⑤ 関係会社管理規程に基づき、子会社が経営上の重要事項を決定しようとするときは、事前提出を求めるとともに、必要に応じ事前承認を行うものとする。また、その財務内容を把握するために、四半期毎に決算を取締役会に報告させる。
 - ⑥ 財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する基本規程を制定、必要な体制を構築して、適切に整備し運用する。代表取締役社長は、当社グループに関する財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況について、最終的な有効性の評価を行うものとし、その結果について取締役会に報告する。
- (2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令諸規則等に適合 することを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。
 - ① 取締役会は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役(「業務執行取締役」及び「非業務執行取締役」)により構成し、それぞれの役割を明確にする。
 - ② 取締役会は、当社及び子会社の取締役及び使用人の法令諸規則等の遵守体制として、グループ・コンプライアンス基本方針、グループ倫理行動基準等の基本的な規範等を制定し、これらの実施に努める。
 - ③ 取締役会は、法令諸規則等の遵守に関する実効性を確保するため、グループの法令遵守体制を確立する施策等の答申を行う組織として総合リスク管理委員会を、グループのコ

ンプライアンスに関する統括、指導及びモニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置する。グループのコンプライアンスの状況は、総合リスク・コンプライアンス部が把握し、同部が総合リスク管理委員会に報告し、総合リスク管理委員会から取締役会に報告する。

- ④ 監査等委員会は、内部監査を通じ業務遂行状況のチェックを行う。監査部は、内部監査 を実施し、結果等を監査等委員会及び代表取締役社長に報告する。監査等委員会は、そ の結果等につき取締役会に報告する。
- ⑤ 違法行為及び不適切行為の抑止、早期発見、是正を図ることを目的とした内部通報制度 (グループコンプライアンス・ホットライン制度)を整備し、その実効性の確保に努め る。
- ⑥ 反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行 わない体制を整備する。
- ② 当社グループを通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ローンダリングの防止に努める。

(3) 取締役会の実効性を確保するための体制

当社は、取締役会の実効性を確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 取締役会は、その機能を効果的かつ効率的に発揮できるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役により構成する。また、ジェンダーや国際性の面においても多様性を確保するよう努める。
- ② 取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備に努める。また、 当社の戦略ステージを踏まえた上で、あるべき姿としての取締役会の多様性を確保する よう努めて、取締役の固定化を回避する。
- ③ 当社及び主要子会社の取締役候補者の指名(再任を含む。)、取締役の解任等に関し、決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、当社の取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置する。
- ④ 取締役会は、取締役候補者選任基準に基づき、指名・報酬委員会における審議を経た答申を得た後に、関連法令に従って、株主総会に提出する取締役の選解任に関する議案の内容を決定する。
- ⑤ 取締役会は、取締役会全体の分析・評価を行い、取締役会の実効性の向上に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保するために必要な体制整備 及び運営を行う。

- ① 取締役会の議論の活性化と意思決定の迅速化を図るため、定款に基づき当社取締役会は 法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定の全部又は一部を代表取締役会長及び 代表取締役社長に委任する。
- ② 会社業務の全般的な執行方針を協議するため、代表取締役会長、代表取締役社長並びに それらの合意により指名する取締役及び執行役員からなる経営会議を設置する。

③ 取締役会規則及び経営会議規則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、取締役は 適正かつ効率的に職務の執行を行う。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び各種社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報は関連資料とともに、保存 及び管理する。また、監査等委員会はそれらの情報閲覧ができるものとする。

(6) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体のリスク管理を適切に実行するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 業務遂行から生じる様々なリスクに備えるため、リスク管理規程に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを統合的に管理する。
- ② 総合リスク管理委員会を設置して、責任部署ごとのリスク管理の状況等を把握・管理し、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制等

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 取締役会は、監査等委員会の実効性を高めるために、監査等委員会の職務を補助する機関として、業務執行者から独立した監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人(以下「補助使用人等」という。)として、監査等委員会の同意を得た上で、適切な人材を選任する。
- ② 監査等委員会室は、業務執行者から独立して、監査等委員会の指示・命令に従って業務を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。
- ③ 取締役会は、執行者からの監査等委員会室の独立性を尊重して、監査等委員会の補助使用人等に対する指示の実効性の確保に努める。
- ④ 監査部に所属する使用人の人事については、適切な職務の遂行の妨げにならないよう、 監査等委員会の意見に基づき決定する。

(8) 監査等委員会への報告等に関する体制

当社は監査等委員会への報告等に関して、必要な体制整備及び運営を行う。

- ① 監査等委員は、経営会議、総合リスク管理委員会等への出席並びに重要な会議の議事録 や決裁記録等の文書の閲覧をいつでも行うことができる。
- ② 代表取締役社長は、内部通報制度(グループコンプライアンス・ホットライン制度)の 通報の状況について、適時に常勤監査等委員又は監査等委員会に報告する。
- ③ 監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、使用人その他の者から、報告を受け、さらに求めることができる。
- ④ 当社は、監査等委員会に報告を行った取締役、使用人その他の者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために必要な体制整備及び 運営を行う。
 - ① 代表取締役社長及び監査等委員並びに会計監査人は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換の場を持つ。
 - ② 監査等委員が、法律・会計の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
 - ③ 監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 東海東京フィナンシャル・グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の管理に関して関係 会社管理規程を定めるとともに、関係会社の事業運営について、その自主性を尊重しつ つ、当社における合議・承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状 況をモニタリングしております。
- ・関係会社管理規程及びリスク管理規程等に基づき、子会社から経営内容やリスク管理の 状況について報告を求める等の管理を実施するとともに、必要に応じて経営指導やリス ク管理体制の整備を指導しております。子会社が経営上の重要事項を決定しようとする ときは、事前提出を求めるとともに、必要に応じ事前承認を行っております。また、そ の財務内容を把握するために、四半期毎に決算を取締役会に報告させております。
- ・関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、監査部による子会社監査が実施されております。その結果は監査等委員会及び代表取締役社長に報告され、監査等委員会から取締役会に報告されております。
- ・グループとしての健全な内部統制システムを確保するため、経営理念、グループ倫理行動基準及びグループ・コンプライアンス基本方針を制定するとともに、半期毎に行うグループコンプライアンス会議を活用してグループ会社にこれらの理念等の周知を行い、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令諸規則等を遵守することを徹底しております。
- ・当社は企業会計審議会より公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき、財務報告に係る内部統制の体制を整備して、財務報告に係る内部統制を適正に実施し、内部監査部門が適正に監査しております。
- ・経営会議にて承認された年次計画書については、取締役会に報告しており、当該計画書に基づき、内部統制を実施し、その結果等につき、経営会議にて経営者による評価を決定し取締役会に報告しております。又、その結果等を「内部統制報告書」にて、有価証券報告書と同時に開示しております。

- (2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社取締役会は、9名の取締役(うち社外取締役が過半数(5名))で構成されており、原則月1回開催し、当期は17回開催いたしました。また、当社取締役は、日常業務を遂行する「業務執行取締役」と、主として業務執行の監督機能を担う「非業務執行取締役」により構成され、それぞれの役割について明確化を図るとともに、取締役会の議長に「非業務執行取締役」が就任することにより、審議の透明性・公平性を高め、取締役会の実効性確保に努めております。
 - ・当社は、法令諸規則等の遵守に関する実効性を確保するため、法令遵守体制を確立する施策等の答申を行う組織として総合リスク管理委員会を設置し、原則毎月1回開催しており、当期は12回開催いたしました。総合リスク管理委員会においては、年度単位の法令遵守に関する実践計画である「コンプライアンス・プログラム」制定等のコンプライアンスに関する事項、リスク管理に関する事項及び災害危機管理に関する事項について協議を行うとともに、その実施状況について報告されております。又、「マネー・ローンダリング対策 AML/CFT」、「反社会的勢力との関係遮断の取組み」及び「内部通報制度の利用状況」についても報告されております。なお、総合リスク管理委員会での重要な協議事項及び報告事項並びにコンプライアンス・プログラムの実施状況については、定期的に取締役会へ報告しております。
 - ・「グループコンプライアンス・ホットライン制度」を社内・社外に設置しており、社内 イントラ等を通じ従業員に対してその存在を周知しています。また、「グループ内部通 報規程」により、通報者が通報したことを理由として、当該通報者に対して不利益、不 平等な取扱いをしてはならない旨を定めております。
 - ・「グループ倫理行動基準」や「倫理コード」において、反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない旨を宣言するとともに、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」において、反社会的勢力との関係遮断に関する具体的手続きを定めております。また、当社グループを通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、「TTFGにおけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規程」を定めて、マネー・ローンダリングの防止に努めております。

(3) 取締役会の実効性を確保するための体制

- ・取締役会は、その機能を効果的かつ効率的に発揮できるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役により構成されており、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備に努めております。また、当社の戦略ステージを踏まえた上で、あるべき姿としての取締役会の多様性を確保するよう努めております。
- ・当社及び主要子会社の取締役候補者の指名(再任を含む。)、取締役の解任等に関し、決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、当社の取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。
- ・取締役会は、取締役候補者選任基準に基づき、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会から答申を得た後に、関連法令に従って、株主総会に提出する取締役の選解任に関する議案の内容を決定しております。取締役会は、取締役会全体の分析・評価を行い、

取締役会の実効性の向上に努めております。当社はその実効性分析・評価結果の概要を 当社ホームページに掲載し、経営の公正性と透明性を高めるよう努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社の取締役会は、定款の定めと取締役会決議により重要な業務執行に関する決定の多くを代表取締役会長及び代表取締役社長に委任し、意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会における形式的議案の検討を減らし、より戦略的で深度ある議論を行うための体制を整備しております。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び各種社内規程に基づき、その保存媒体に応じて、定められた期間の適切かつ確実に検索性の高い状態での保存、及び期間終了後の廃棄に至るまでを適正に管理しております。

(6) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、グループ全体のリスク管理を適切に実行するために、リスク管理規程に基づき、 リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを統合的に管理し、 適切な管理に努めております。
- ・当社グループにおけるリスク管理については、総合リスク管理委員会へ適切な報告がな されております。また、総合リスク管理委員会は、責任部署ごとのリスク管理の状況等 を把握・管理し、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告しております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制等

・監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査部に監査等委員会室を設置して、室長以下3名のスタッフを配置しております。監査等委員会室のスタッフは、業務執行者から独立して、監査等委員会の指示・命令に従うものとし、又、人事異動・評価・懲戒処分等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

- ・監査等委員会へは、取締役及び使用人から定期的に又は随時、報告を行っております。
- ・また、常勤監査等委員は経営会議等会議体にオブザーバーとして適宜出席し、業務執行 に係る経営判断の妥当性をチェックしております。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会は、会計監査人及び代表取締役と定期的に面談を実施し、相互の意思疎通 を図っており、又、必要に応じて弁護士等に監査業務に関する相談を行える体制を整備 しております。

株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えておりますが、その前提として、株主の皆様に必要かつ十分な情報をご提供したうえで、ご判断をいただくために必要かつ十分な時間と機会を確保することが重要と考えております。当社は、2022年6月開催の第110期定時株主総会終結の時をもって「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を継続しない旨を決定し、現在に至っておりますが、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対しては、株主の皆様が当該大量買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、同時に株主の皆様の検討の時間を確保するよう努めます。

② 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

i 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別 な取組み

当社グループは、当社及び子会社 27 社並びに関連会社 15 社 (2023 年 3 月 31 日現在) により構成され、金融商品取引業及びその関連業務を中心にお客様のニーズにあった金融商品、サービス、ソリューションを提供しております。

当社グループの中核をなす東海東京証券株式会社は、中部地区を中心とする営業基盤を持ち、対面営業を主体とする多様な個人営業モデルからトレーディング業務、投資銀行業務までを幅広く手がけ、多種多様な商品・サービスを提供するとともに、地域金融機関や中堅・中小の証券会社等に金融商品取引業に必要な各種インフラ・機能を提供する「プラットフォームビジネス」を展開するなど、独自性ある金融サービスを提供・充実しております。

一方、当社は、当社グループの運営・統括に当たるとともに、金融業界を取り巻くビジネス環境は大転換期を迎え、未来を見据えた重要な戦略として、有力地方銀行との提携合弁証券会社を中心としたアライアンス戦略の拡大の他、最先端の Fintech 技術を駆使したデジタル戦略の本格展開、及び大手事業法人等の Powerful Partners との協業・基盤拡充、並びに銀行、資産運用、信託、資源などの新たなビジネス領域への進出等を推進しております。さらに、基本方針の実現に資する取組みとしては、当社はコーポレート・ガバナン

スの充実を経営上の重要課題の一つとして位置づけていることからコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、当社グループは"Social Value & Justice"(社会的価値の追求・社会的正義の遂行)を行動の原点とし、専門性と人間性を磨くことにより、お客様や株主の皆様からの信頼を構築し、難しい時代を切り開いていくように邁進してまいります。

ii 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式に対して大量買付行為がなされ、当社グループの企業価値等を毀損する おそれがある場合には、株主の皆様が適切に判断するための必要な情報収集や情報開示に努 めるとともに、独立性の高い社外取締役等の意見を踏まえた取締役会の判断の下、法令に基 づき適切な措置を講じてまいります。

③ 本取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本取組み(②に記載する基本方針の実現に資する特別な取組み)は、前述のとおり、基本方針の実現のため、当社グループの企業価値等を継続的かつ持続的に確保、向上させるために取り組むものであります。このため、当社取締役会は、本取組みが基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

連結株主資本等変動計算書

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	36, 000	24, 569	114, 580	△ 5, 197	169, 952
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 5,469		△ 5,469
親会社株主に帰属する当期純利 益			1, 953		1, 953
自己株式の取得				Δ 0	Δ 0
自己株式の処分		△ 35		162	126
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動					_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	_	△ 35	△ 3,515	161	△ 3,390
当 期 末 残 高	36, 000	24, 533	111,064	△ 5,036	166, 562

(単位:百万円)

						その他の包括	舌利益累計額				+ M. 173/11/
					その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
当	期	首	残	高	1, 083	87	1,607	2,778	497	12, 340	185, 568
当	期	変	動	額							
乗	余	金 0)配	当							△ 5, 469
親当		株 主 に 純	帰属す	トる 益							1, 953
É	1 2	株式	の取	得							Δ 0
É	1 2	株式	の処	分							126
邦		主との									_
树当		本 以 外 動 額		l の 額)	△ 148	326	△ 231	△ 53	50	△ 826	△ 830
当	期変	動	額合	計	△ 148	326	△ 231	△ 53	50	△ 826	△ 4,220
当	期	末	残	高	934	413	1, 376	2,724	547	11, 513	181, 348

連結注記表

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)並びに同規則第118条の規定に基づき、当社グループの主たる事業である有価証券関連業を営む会社の貸借対照表及び損益計算書に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

なお、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社数 27社(当連結会計年度末現在) 連結子会社の名称

東海東京証券株式会社

株式会社東海東京調査センター 東海東京インベストメント株式会社 東海東京アカデミー株式会社

東海東京ビジネスサービス株式会社

CHEER証券株式会社

株式会社メビウス

ピナクルTTソリューション株式会社

 ${\it Tokai\ Tokyo\ Securities} \ ({\it Asia}) \ {\it Limited}$

Tokai Tokyo Securities (USA), Inc.

Tokai Tokyo Global Investments Pte. Ltd.

東海東京インキュベーション投資事業有限責任組合

Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited

Asia-Pacific Rising Fund Limited

丸八証券株式会社

東海東京アセットマネジメント株式会社 東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社

東海東京サービス株式会社

株式会社TTデジタル・プラットフォーム

株式会社ETERNALピナクル株式会社 マフォロバ株式会社

Tokai Tokyo Securities Europe Limited

Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte. Ltd.

東海東京インキュベーション 2 号投資事業有限責任組合 Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited Asia-Pacific Rising Master Fund Limited

2022年5月より、ともに当社の連結子会社である東海東京証券株式会社とエース証券株式会社は、東海東京証券株式会社を存続会社とする吸収合併をしたため、エース証券株式会社を連結の範囲から除外しております。 2022年12月より、バリューアップ投資事業有限責任組合を清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等 該当事項はありません。

2023年5月より、当社の連結子会社である東海東京証券株式会社と株式会社エースコンサルティングは、東海東京証券株式会社を存続会社とする吸収合併をしたため、株式会社エースコンサルティングを非連結子会社から除外しております。

2022年9月より、株式会社エース経済研究所を清算結了したため、非連結子会社から除外しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社数 15社

持分法を適用した関連会社の名称

ワイエム証券株式会社 西日本シティTT証券株式会社

ほくほくTT証券株式会社

十六TT証券株式会社 Hash DasH Holdings株式会社

株式会社CRUDIST

浜銀TT証券株式会社

池田泉州TT証券株式会社

とちぎんTT証券株式会社

株式会社お金のデザイン

Hash DasH株式会社

Digital Platformer株式会社

オールニッポン・アセットマネジメント株式会社

Phillip Tokai Tokyo Investment Management Pte. Ltd.

フジタTTインパクト1号投資事業有限責任組合

2022年11月より、当社の連結子会社である東海東京インベストメント株式会社と学校法人藤田学園の子会社である株式会社フジタ・イノベーション・キャピタルが共同で設立したフジタTTインパクト1号投資事業有限責任組合を持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 該当事項はありません。

2023年5月より、当社の連結子会社である東海東京証券株式会社と株式会社エースコンサルティングは、東海東京証券株式会社を存続会社とする吸収合併をしたため、株式会社エースコンサルティングを非連結子会社から除外しております

2022年9月より、株式会社エース経済研究所を清算結了したため、非連結子会社から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社9社及び投資事業有限責任組合2社の決算日は12月31日であり、当該決算日現在の計算書 類を使用して、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行って連結しております。また、国内 子会社1社の決算日は8月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書 類を使用しており、他の15社の決算日は3月31日であります。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① トレーディングの目的及び範囲

取引所等有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差を利用し て利益を得ること及びこれら取引により生じる損失を減少させることをトレーディングの目的としており、その範囲 は有価証券の売買、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引等の取引でありま す。

- ② トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。
- ③ トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの・・・・・・連結決算日の市場価格をもって連結貸借対照表価額とし、移動平均法に よる取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっておりま

市場価格のない株式等・・・・・・・・移動平均法に基づく原価法によっております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資

(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

・・・・・・・・・・組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基 礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・ 主として、定率法を採用しております。 (リース資産を除く) ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備 ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備 を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法 を採用しております。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・ 主として、定額法を採用しております。 (リース資産を除く) ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法 を採用しております。

子会社の買収により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積もられる期 間にわたり、効果の発現する熊様にしたがって償却しております。

定額法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年 数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - 等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しており
 - ② 賞与引当金・・・・・・・・・当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法 により算出した支給見込額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金・・・・・・・・・役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。
 - ④ 役員退職慰労引当金・・・・・・一部の国内連結子会社は役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき算出した期 末退職慰労金要支給見積額を計上しております。
- (4) 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金・・・・ ・有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備 えるため、「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づく「金融商品取引業等に関する内 閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(5) のれん償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数の均等償却により償却しております。

- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - ① 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、主に連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

②グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による 定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

a. 委託手数料

有価証券等の売買又はデリバティブ取引等の媒介、取次ぎ又は代理を行ったことにより顧客又は他の金融商品取引業者から受け入れる手数料であり、金融商品取引所における約定日又はこれに準じる日に収益を計上しております。

b. 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

有価証券の引受け、売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等を行ったことにより発行会社等から受け入れる手数料であり、条件決定日等に収益を計上しております。

c. 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行ったことにより顧客又は引受会社等から受け入れる手数料であり、募集等申込日等に収益を計上しております。

d. その他の受入手数料

その他受入手数料には、様々な手数料が含まれておりますが、主な受入手数料は投資信託の代行手数料、保険手数料であります。投資信託の代行手数料は、口座管理などの事務処理を行うことによって受け入れる手数料であり、その手数料は投資信託の預かり資産残高に応じて日々収益として計上しております。保険手数料は、保険契約の取次により保険会社から受け入れる手数料であり、その手数料は主に申込日に顧客との契約から見込まれる手数料の金額を収益として計上しております。

⑤ 約定見返勘定の会計処理方法

トレーディング商品に属する商品有価証券等の売却及び買付に係る約定代金相当額として約定から受渡までの間計上される約定見返勘定について、連結貸借対照表上、借方の金額と貸方の金額を相殺して計上しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

持分法適用関連会社に関するのれんの評価

- (1) 連結貸借対照表の投資有価証券に計上した関連会社株式 24,011百万円 (のれん相当額 2,633百万円) うち、株式会社お金のデザイン株式 2,784百万円 (のれん相当額 2,407百万円)
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(見積り金額の算出方法)

連結貸借対照表における投資有価証券には、持分法適用関連会社に関するのれんが含まれております。当該のれんについては、減損処理の必要性を検討する必要があり、投資時に予想した収益性が当初よりも低下していないか、またその結果、投資額の回収が見込めなくなった状態にはないか、との観点から判定を行っております。

当連結会計年度において、減損損失の認識の要否の判定を行った結果、減損の認識は不要との判断を行っております。

(見積り金額の算出に用いた仮定)

上記の判定は、主に投資先への投資から得られる割引前の将来キャッシュ・フローに基づき実施されており、当該割引前の将来キャッシュ・フローの総額は投資先の事業計画を基礎として、将来の事業環境に係る仮定を反映して算定されております。

(翌年度の連結計算書類に与える影響)

投資先の事業計画に含まれる将来キャッシュ・フローの見積りに、外部環境の変動や規制動向などの定性情報も加味した 将来予測が含まれており、見積りの不確実性が高く、経営者の判断の程度が高いため、翌連結会計年度において、減損損 失を認識する可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

- 1. 担保に供している資産及び担保されている債務
 - (1) 担保に供している資産

現金及び預金2,628 百万円トレーディング商品85,340 百万円合計87,968 百万円

- (注) 1. 上記のほか、短期借入有価証券36,344百万円を担保として差入れております。なお、このほかに営業保証供託金として差入保証金15百万円、為替予約取引の担保として現金及び預金30百万円を差入れております。
 - 2. 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。
- (2) 担保されている債務

短期借入金

金融機関借入金
証券金融会社借入金50,000 百万円
400 百万円合計50,400 百万円

- 2. 差入れをした有価証券及び差入れを受けた有価証券の時価額
 - (1) 差入れをした有価証券の時価額

信用取引貸証券	16,241 百万円
信用取引借入金の本担保証券	13,403 百万円
短期貸付有価証券	51,723 百万円
現先取引で売却した有価証券	96,416 百万円
差入保証金代用有価証券	2,443 百万円

(2) 差入れを受けた有価証券の時価額

信用取引貸付金の本担保証券	38,795 百万円
信用取引借証券	37,465 百万円
短期借入有価証券	114,281 百万円
現先取引で買い付けた有価証券	223,123 百万円
受入保証金代用有価証券	53,027 百万円
受入証拠金代用有価証券	18,438 百万円
その他	583 百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 11,197 百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加 減少		当連結会計年度末	
普通株式	260, 582, 115	_	_	260, 582, 115	

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	11, 999, 455	1, 393	374, 050	11, 626, 798

- (注) 1. 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取請求1,393株によるものであります。 2. 自己株式(普通株式)の減少は、単元未満株式の買増請求50株及び新株予約権の行使により 新株の発行に代えて譲渡した374,000株によるものであります。
- 3. 新株予約権に関する事項
 - (1) 当連結会計年度末残高

547百万円

上記新株予約権は全てストック・オプションとして付与されたものであります。

(2) 当連結会計年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)

(単位:株)

			新株予約権の目的となる株式の数				
区分	内訳	種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
	第8回新株予約権	普通株式	1, 046, 000	_	14, 000	1, 032, 000	
	第9回新株予約権	普通株式	1, 090, 000	1	22, 000	1, 068, 000	
当社	第10回新株予約権	普通株式	1, 298, 000	ı	22, 000	1, 276, 000	
	第11回新株予約権	普通株式	1, 074, 000	ı	124, 000	950, 000	
	第12回新株予約権	普通株式	1, 321, 000	_	286, 000	1, 035, 000	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	3, 480	14. 00	2022年3月31日	2022年6月29日
2022年10月28日 取締役会	普通株式	1, 988	8. 00	2022年9月30日	2022年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年 6 月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1, 991	8.00	2023年3月31日	2023年6月29日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの 取扱い、私募の取扱い、その他の金融商品取引業及び金融商品取引業に関連又は付随する業務等の主たる事業において金融 商品を保有しております。また、これらの事業を行うため、市場の状況や借入期間のバランスを調整して、銀行借入れのほ か、短期社債及び社債の発行等による資金調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

			連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資	産		计上領		
	(1)	商品有価証券等	260, 859	260, 859	_
	(2)	投資有価証券	11, 701	11, 701	_
負	債				
	(1)	商品有価証券等	212, 558	212, 558	_
	(2)	短期借入金	208, 602	208, 498	104
	(3)	短期社債	11, 500	11, 490	9
	(4)	1年内償還予定の社債	26, 778	26, 708	70
	(5)	社債	21, 979	19, 969	2, 009
	(6)	長期借入金	93, 500	80, 200	13, 299
		ティブ取引			
	(1)	ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 11,324	△ 11,324	_
	(2)	ヘッジ会計が適用されているもの	_	_	_

- (注) 1. 現金は注記を省略しており、「預金」「預託金」「信用取引資産」「有価証券担保貸付金」「借入有価証券担保 金」「短期差入保証金」「短期貸付金」「約定見返勘定」「信用取引負債」「有価証券担保借入金」「有価証券貸 借取引受入金」は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、記載を省略しております。
 - 2. 海外子会社が保有している非上場株式等を「(2)投資有価証券」に含めております。一方、その他の市場価格のない株式等は時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。なお、連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対象表計上額
関連会社株式	24, 011
非上場株式	4, 110
投資事業有限責任組合等	6, 099

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について は、 \triangle で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	時価						
□ 区分 -	2 82 4			Λ =1			
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計			
商品有価証券等	164, 553	60, 782	2	225, 337			
株式・ワラント	18, 645	3	2	18, 651			
債券	145, 643	55, 072	-	200, 716			
受益証券等	263	5, 706	-	5, 969			
投資有価証券	6, 845	217	4, 637	11, 701			
株式	5, 990	216	4, 637	10, 845			
受益証券等	854	0	_	855			
資産 計	171, 398	60, 999	4, 639	237, 038			
商品有価証券等	212, 557	0	_	212, 558			
株式・ワラント	9,878	0	-	9, 878			
債券	202, 667	-	-	202, 667			
受益証券等	11	_	_	11			
負債計	212, 557	0	_	212, 558			
デリバティブ取引(資産)	524	26, 084	841	27, 449			
株式関連取引	475	1,681	841	2, 998			
金利関連取引	48	8,072	_	8, 121			
通貨関連取引	-	16, 329	-	16, 329			
デリバティブ取引(負債)	984	37, 725	64	38, 774			
株式関連取引	873	1, 998	64	2, 935			
金利関連取引	111	10, 656	-	10, 767			
通貨関連取引	_	25, 070	_	25, 070			
デリバティブ取引 計	△ 460	△ 11,640	776	△ 11, 324			

- (注) 1. 解約に制限のある投資信託は基準価額を時価とみなして連結貸借対照表に計上しておりますが、上記に含めておりません。(連結貸借対照表計上額35,521百万円)
 - ① 期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	当連結会計年度
	(自 2022年4月1日
	至 2023年3月31日)
期首残高	44, 814
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上 (*)	1, 238
その他の包括利益に計上	_
購入、売却、償還	
購入	2,073
売却	_
償還	12,604
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	35, 521
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	_
期末残高	35, 521

- (*) 連結損益計算書の「トレーディング損益」及び「金融収益」に含まれております。当連結会計年度の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託等の評価損益の額は1,251百万円であります。
 - ② 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容は以下の通りであります。 投資契約により即時に解約ができない制限を有するもの・・・・・35,521百万円
- 2. デリバティブ取引計について、正味の債務となる項目は△で表示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価						
运 为	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計			
短期借入金	-	208, 498	-	208, 498			
短期社債	-	11, 490	-	11, 490			
1年内償還予定の社債	_	26, 708	_	26, 708			
社債	_	19, 969	_	19, 969			
長期借入金	_	80, 200	_	80, 200			
負債 計	_	346, 867	_	346, 867			

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 商品有価証券及び投資有価証券

G7各国政府が発行する国債や上場株式など、活発な市場で取引される有価証券は、取得した相場価格を調整せずに時価として利用しており、レベル1の時価に分類しております。一方、その他の国債(日本の物価連動国債、変動利付国債も含む)、一部の上場株式、地方債、社債など、市場での取引頻度が低いと考えられる有価証券については、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。また、相場価格が入手できず、類似した特性を有する有価証券の相場価格を利用して時価を算定する場合も、同様にレベル2の時価に含まれます。ただし、海外子会社が保有している非上場株式やワラント等については、重要な観察できないインプットを時価の算定に用いているため、レベル3の時価に分類しております。

(2)デリバティブ取引

債券先物、株価指数先物などの上場デリバティブ取引については、活発な市場における相場価格を無調整で評価に用いているため、レベル1の時価に分類しております。店頭デリバティブ取引については、割引現在価値法やブラック・ショールズモデルなどの評価技法を用いて時価を評価しております。デリバティブ取引の種類、契約条件に応じて評価技法は異なり、そのインプットには株価、金利、為替レート、ボラティリティなどを使用しております。大半のインプットは市場で容易に観察できることから、店頭デリバティブ取引はレベル2の時価に分類しております。ただし、一部の株式オプションでは、重要なインプットであるボラティリティが市場で観察できないため、レベル3の時価に分類しております。

(3)借入金、社債

借入金、社債については割引現在価値法を用いて評価しております。インプットとなる各種金利やクレジットスプレッドが市場で容易に観察できることから、レベル2の時価に分類しております。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
受入手数料 委託手数料 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料 その他の受入手数料 (うち、投資信託の代行手数料) (うち、保険手数料)	11, 758 1, 112 6, 900 13, 157 (5, 331) (4, 550)
顧客との契約から生じる収益 その他の収益 営業収益	32, 929 40, 453 73, 383

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4.会計方針に関する事項 (6)その他連結計算書類作成のための重要な事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	(単位:百万円)
	当連結会計年度
	(自 2022年4月1日
	至 2023年3月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3, 239
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2, 829

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

[企業結合・事業分離に関する注記]

連結子会社間の合併

当社は、2021年10月29日開催の取締役会において、ともに当社の連結子会社である東海東京証券株式会社とエース証券株式会社について、東海東京証券株式会社を存続会社とする吸収合併をすることを決議し、2022年5月1日付で合併いたしました。

- 1. 企業結合の概要
 - (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(存続会社)

名称:東海東京証券株式会社事業の内容:金融商品取引業

(消滅会社)

名称:エース証券株式会社 事業の内容:金融商品取引業

- (2) 企業結合日 2022年5月1日
- (3) 企業結合の法的形式

東海東京証券株式会社を存続会社、エース証券株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

(4) 結合後企業の名称 東海東京証券株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

顧客サービスの更なる向上及びグループの企業価値の維持・向上を効果的に追求していくことを目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額

679円 99銭

1株当たり当期純利益

7円 85銭

[重要な後発事象に関する注記] 該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本							
			資本剰余金		7	利益剰余金			
	資本金		その他	資本剰余金	その他利益	剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本
	Y.	資本準備金	資本剰余金	合計	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計		合計
当 期 首 残 高	36, 000	9,000	15, 362	24, 362	26, 789	26, 114	52, 903	△ 5, 197	108, 068
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△ 5, 469	△ 5, 469		△ 5,469
当 期 純 利 益						3, 814	3, 814		3,814
自己株式の取得								\triangle 0	Δ 0
自己株式の処分			△ 35	△ 35				162	126
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当期変動額合計		1	△ 35	△ 35	ı	△ 1,654	△ 1,654	161	△ 1,528
当 期 末 残 高	36,000	9,000	15, 326	24, 326	26, 789	24, 460	51, 249	△ 5,036	106, 540

(単位:百万円)

	評価・換	算差額等		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	885	885	497	109, 451
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△ 5, 469
当 期 純 利 益				3, 814
自己株式の取得				Δ 0
自己株式の処分				126
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額(純 額)	△ 103	△ 103	50	△ 52
当期変動額合計	△ 103	△ 103	50	△ 1,581
当 期 末 残 高	782	782	547	107, 870

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)に 基づき作成しております。

なお、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式………移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……決算日の市場価格をもって貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原

価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

市場価格のない株式等……・移動平均法に基づく原価法によっております。

(2)デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ取引……………時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産………… 定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016

年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用して

おります。 (2)無形固定資産及び長期前払費用…… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく

定額法を採用しております。

(3) リース資産……… 定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間

を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金………貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等

特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金………従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支給見込額

を計上しております。

(3)役員賞与引当金………役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

(4)退職給付引当金………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づ

き計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数 (10年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

経営指導料

当社の顧客との契約から生じる主要な収益は、当社子会社等からの経営指導料であり、当該子会社等に対し指導・助言等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

[会計方針の変更に関する注記]

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

関係会社株式の評価

- (1) 貸借対照表に計上した金額 99,079 百万円
 - うち、株式会社お金のデザイン株式 5,039百万円
- (2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - (見積り金額の算出方法)

関係会社株式には、市場価格がなく時価を算定することが極めて困難な有価証券で、投資先の超過収益力や経営権等を反映して、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて高い価額により投資を実行した株式が含まれております。当該株式については、減損処理を行うかどうかの検討を行う必要があり、その際に、実質価額が著しく低下し、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられないかとの観点から検討が行われます。当事業年度において、減損処理の要否の判定を行った結果、減損処理は不要との判断を行っております。

(見積り金額の算出に用いた仮定)

上記の検討は、主に事業計画や実績から導かれる将来キャッシュ・フローの見込みといった仮定に基づき実施されており、当該将来キャッシュ・フローの見込みは事業計画を基礎として、将来の事業環境に係る仮定を反映して算定しています。

(翌年度の計算書類に与える影響)

上記の事業計画に含まれる将来キャッシュ・フローの見積りに、外部環境の変動や規制動向などの定性情報も加味した将来予測が含まれており、見積りの不確実性が高く、経営者の判断の程度が高いため、翌事業年度において、減損処理を行う可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額

2.323 百万円

2. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金等に対する債務保証

Tokai Tokyo Securities (Asia)

203 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権72,921 百万円長期金銭債格107 百万円短期金銭債務3,308 百万円長期金銭債務645 百万円

(注)長期金銭債権は、関係会社長期貸付金を含んでおりません。

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

関係会社からの営業収益 10,611 百万円 関係会社への営業費用 583 百万円 関係会社との営業取引以外の取引高 295 百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

口口小さいが至秋	(<u>+</u> <u>u</u> · /v/			
株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	11, 999, 455	1, 393	374, 050	11, 626, 798

- (注1) 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取請求により取得した1,393株によるものであります。
- (注2) 自己株式(普通株式)の減少は、新株予約権の行使により新株の発行に代えて譲渡した374,000株及び 単元未満株式の買増請求により譲渡した50株によるものであります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	44 百万円
関係会社株式	570 百万円
投資有価証券	184 百万円
賞与引当金	45 百万円
貸倒引当金	49 百万円
その他	632 百万円
小計	1,525 百万円
評価性引当額	△ 747 百万円
繰延税金資産合計	778 百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	312 百万円
その他有価証券評価差額金	261 百万円
その他	117 百万円
繰延税金負債合計	692 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	86 百万円

※繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定資産-繰延税金資産 86 百万円

(注) 当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
				資金の貸付	3, 083, 000	短期貸付金	38, 000
				資金の返済	3, 101, 500	関係会社 長期貸付金	30, 000
				利息の受取	1, 131	前受収益	257
子会社		所有直接100%	資金の貸付			未収収益	0
	東海東京証券株式会社		役員の兼任 デリバティブ取 引等	経営指導に係る 役務の提供	6, 702		
				資産使用料	253		
				デリバティブ取 引等	△ 1,652	デリバティブ 資産	70
			損益(△損)	△ 1,032	デリバティブ 債務	2, 335	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 資金貸付の金利については、市場金利等を勘案して決定しております。
- 2. 経営指導に係る役務の提供に対する対価は、当社の販売費及び一般管理費を基準とし、子会社の各種指標を参考に決定しております。
- 3. デリバティブ取引等の取引条件は、市場実勢等を勘案して決定しております。

(単位:百万円)

(平位:日次11/										
属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高			
	東海東京グローバル・イン ベストメンツ・プライベー ト・リミテッド		資金の貸付 役員の兼任 有価証券の譲渡	資金の貸付	40, 646	短期貸付金	30, 573			
				資金の返済	37, 459	未収収益	48			
				利息の受取	190					
				有価証券の譲渡	3, 069					

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 資金貸付の金利については、市場金利等を勘案して決定しております。
- 2. 有価証券の譲渡対価については、第三者機関による評価額に基づき決定しております。

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東海東京インベストメント 株式会社	所有直接100%	貸金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	340	短期貸付金	2, 790
				利息の受取	8		

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金貸付の金利については、市場金利等を勘案して決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額

431 円 9 銭

1株当たり当期純利益

15 円 34 銭

[重要な後発事象に関する注記] 該当事項はありません。